

# 宿泊税 特別徴収事務について

令和6年6月  
熱海市税務課

# 宿泊税の概要

宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てることを目的としています。

## 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、宿泊施設の宿泊者ですが、熱海市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、熱海市に申告と納入をしていただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。



| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| 課税団体    | 静岡県熱海市   |
| 税目名     | 宿泊税（法定外目的税）  |
| 課税客体    | 市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li> </ul> |
| 課税標準    | 市内の宿泊施設への宿泊数   |
| 納税義務者   | 市内の宿泊施設への宿泊者   |
| 税率      | 1人1泊につき、200円   |
| 徴収方法    | 特別徴収   |
| 収入見込額   | （平年度）約6.0億円  |
| 非課税事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢12歳未満の者</li> <li>・修学旅行その他の学校行事に参加する者</li> <li>・公益上その他の事由により規則で定める者</li> </ul>                          |
| 徴税費用見込額 | （平年度）約29,509千円   |
| 課税を行う期間 | 令和7年4月1日から5年間※期間内に継続等を検討   |

## 第2章 宿泊税の仕組み

### 1 宿泊税の手続きの流れ（手引3ページ）

#### 【①はじめに】

- ・ 旅館業法の許可
- ・ 住宅宿泊事業法の届出



#### 【②経営開始日が確定したら】

- ・ 「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」を経営開始日の前日までに熱海市税務課課税室へ提出

⇒手引12ページ



#### 【③宿泊行為があったら】

- ・ 宿泊者から宿泊税を徴収

⇒手引 4ページ



#### 【④徴収した宿泊税は】

- ・ 「宿泊税納入申告書」を熱海市税務課課税室へ提出
  - ・ 「宿泊税納入済通知書」により金融機関等で納入
- ※申告と納入は、必ず期限内に行ってください。

⇒手引18ページ

⇒手引19ページ

⇒手引16ページ

## 第2章 宿泊税の仕組み

### 2 課税客体・納税義務者（手引4ページ）

#### （1）宿泊とは

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

#### 『課税対象となる「宿泊」の判断基準』

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
  - ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
- ※ 本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。

#### ＜旅館業法の許可が必要な宿泊とは＞

以下の4項目をすべて満たすものです。

- 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- 生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期限が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

## 第2章 宿泊税の仕組み

### 3 税率（手引6ページ）

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円です。

※ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

### 5 課税免除（手引10ページ）

(1) 12歳未満の者 ※12歳の小学生は、課税されません。

(2) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者

※学校長等から「学校行事等であることの証明書」の提出がない場合は、課税免除となりません。

①参加者とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に通う児童、生徒又は学生並びに引率者です。  
※引率者とは、生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。

②学校行事とは、学校・学年・学校全体として実施される行事（修学旅行、学習合宿、林間学校、社会科見学、部活動等）のことです。

| 学校行事等であることの証明書         |   |
|------------------------|---|
| 宿 泊 日                  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）泊   |
| 種 類                    | <input checked="" type="checkbox"/> 修学旅行<br><input type="checkbox"/> 学習合宿<br><input type="checkbox"/> 林間学校<br><input type="checkbox"/> 社会科見学<br><input type="checkbox"/> 部活動<br><input type="checkbox"/> その他の行事名（ ） |
| 宿泊施設名称                 | ファミ旅館   |
| 課税免除となる宿泊人数<br>(引率者含む) | 100名  |
| 備 考                    |   |

上記の宿泊については、熱海市宿泊税条例第4条及び熱海市宿泊税条例施行規則第4条に規定する、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に該当するものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

学 校 名 〇〇市立〇〇中学校  
( 園 名 )

学 校 長 名 校長 〇〇 〇〇 〇  
( 園 長 名 )

【記載に当たっての注意事項】  
1 課税免除となる宿泊人数には、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している方及び引率の方を含みます。  
2 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校等の関係者や、部活動に当たり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

### 第3章 特別徴収義務者の登録・変更等

#### 1 特別徴収義務者の登録（手引12ページ）

新たに宿泊施設の経営を開始するため旅館業法の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業法の届出をした場合は、経営を開始しようとする日の前日までに特別徴収義務者として登録の申告を行ってください。

※既に宿泊事業を営んでいる方は、令和7年3月31日までに特別徴収義務者として登録の申告を行ってください。

※登録は、宿泊施設ごとに行ってください。

#### 【提出書類】

|   |  |
|---|--|
| ① | 宿泊税特別徴収義務者経営申告書（29ページに記入例があります。）※資料2様式集①<br>※申告者が個人の場合は、 <u>マイナンバーカード（写）又は通知カード（写）及び本人であることが確認できる書類の提出が必要です。</u> |
| ② | 旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）   |
| ③ | 宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）   |

※宿泊施設の経営者に代わって旅館業法の許可を受けている者など実質的経営者が登録の申告する場合は、上記①～③に加え、下記④～⑥も併せて提出してください。

|   |                              |
|---|------------------------------|
| ④ | 実質的経営者である旨の申立書               |
| ⑤ | 許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写） |
| ⑥ | 宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）   |

## 第3章 特別徴収義務者の登録・変更等

### 2 特別徴収義務者の登録事項の変更（手引13ページ）

「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」の申告事項（代表者、施設名称等）に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。（「宿泊税特別徴収義務者申告事項変更届出書」資料2様式集②）

### 3 経営の休止・再開・廃止（手引14ページ）

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に休止の届出を行ってください。休止期間を定めずに経営を休止する場合には、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。（経営休止の届出の際に休止期間を記入していただいた場合は、経営再開の届出は不要です。）なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。なお、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。（「宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書」資料2様式集③）

### 4 申告書等の提出方法（手引15ページ）

特別徴収義務者の登録・変更等に係る申告・届出は、熱海市税務課課税室の窓口へ提出してください。（郵便による送付も可能です。）  
※e L T A X（エルタックス）による登録の電子申告ができるよう準備を進めております。

## 第4章 宿泊税の申告納入

### 1 申告納入（手引16ページ）

#### （1）申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」（資料2様式集⑥）、「宿泊税日計表」（資料2様式集⑦）及び「学校行事等であることの証明書」（修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者について課税免除とした場合。原本提出。）（資料2様式集⑩）を添付のうえ、熱海市税務課課税室（窓口、郵便、e L T A X（電子申告））へ提出し、併せてその税額を「宿泊税納入済通知書」（資料2様式集⑥）により最寄りの金融機関等（市指定金融機関、税務課窓口、e L T A X（電子納入）手引19ページ）で納入してください。

- ・ 宿泊税納入申告書（記入例：手引31ページ）
- ・ 宿泊税日計表（記入例：手引35ページ）
- ・ 宿泊税納入済通知書（記入例：手引33ページ）

#### 注意事項など

- ・ 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。
  - ・ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。
  - ・ ゆうちょ銀行（郵便局）での納入を希望される方は、専用の振込用紙を用意しますので、事前に熱海市税務課課税室まで御相談ください。
  - ・ 「宿泊税納入申告書・宿泊税納入済通知書」は、毎年2月頃に1年分をまとめてお送りします。
  - ・ 電子申告・納入の利用は、利用届出（新規）を実施し、利用者IDを取得する必要があります。
- ※詳細は、e L T A X（地方税ポータルシステム）ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）



## 第4章 宿泊税の申告納入

### 1 申告納入（手引16ページ）

#### （2）申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

| 宿泊月 | 申告納入期限 | 宿泊月 | 申告納入期限 | 宿泊月  | 申告納入期限 | 宿泊月  | 申告納入期限 |
|-----|--------|-----|--------|------|--------|------|--------|
| 3月分 | 6月末日   | 6月分 | 9月末日   | 9月分  | 12月末日  | 12月分 | 3月末日   |
| 4月分 |        | 7月分 |        | 10月分 |        | 1月分  |        |
| 5月分 |        | 8月分 |        | 11月分 |        | 2月分  |        |

#### ①適用要件（抜粋）（手引17ページ）

・申請書の提出前12月間の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。

※令和7年4月1日までに1年以上経営する宿泊施設が令和8年3月31日までの期間に申請する場合は、申請書の提出前3月間の納入すべき宿泊税が30万円以下であること。

#### ②申請方法

・適用を希望する場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」（資料2様式集⑦）を熱海市税務課課税室へ提出し、申請してください。（記入例：手引37ページ）

※申請は、宿泊施設ごとに行う必要があります。

※申請書の審査には、2週間程度を要します。審査後、承認通知書を送付します。

※承認通知書に記載された特例の開始月から適用されます。

## 第5章 適正な申告納入のために

### 1 納税管理人（手引21ページ）

特別徴収義務者は、熱海市内に住所、居所、事務所及び事業所（以下「住所等」という。）を有していない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、申告する必要があります。

#### 【提出書類】

|   |  |
|---|--|
| ① | 宿泊税納税管理人（変更・異動）申告（申請）書※資料2様式集④                     |
| ② | （法人の場合）履歴事項全部証明書（写）<br>（個人の場合）住民票（写）又はマイナンバーカード（写） |

※納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に申告してください。

### 2 帳簿等の記載・保存（手引21ページ）

特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を保存しなければなりません。

- （1）帳簿…宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等） 保存期間：5年間
- （2）書類…宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの。 保存期間：2年間

## 第5章 適正な申告納入のために

### 3 調査（手引22ページ）

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、熱海市の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため御協力をお願いします。

### 4 更正・決定（手引22ページ）

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

## 第6章 その他

### 1 領収書等への表示（手引25ページ）

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。  
税の名称表示は、熱海市で定めた表記で統一してください。

- ・ 日本語表記 『宿泊税』
- ・ 英語表記 『Accommodation Tax』

#### 【表示例】

| 領 収 書                        |      |          |
|------------------------------|------|----------|
| 〇〇 〇〇 様                      |      |          |
| 〇〇〇号室<br>人数 1名               |      |          |
| 日 付                          | 項 目  | 金 額      |
| 〇月〇日                         | 客室料金 | 10,000 円 |
|                              | 消費税等 | 1,000 円  |
|                              | 入湯税  | 150 円    |
|                              | 宿泊税  | 200 円    |
| 合 計                          |      | 11,350 円 |
| 〇年〇月〇日<br>熱海市〇〇町〇〇番地<br>〇〇旅館 |      |          |
| 印紙                           | 受領印  |          |

| 領 収 書                        |      |          |
|------------------------------|------|----------|
| 〇〇 〇〇 様                      |      |          |
| 〇〇〇号室<br>人数 1名               |      |          |
| 日 付                          | 項 目  | 金 額      |
| 〇月〇日                         | 客室料金 | 10,000 円 |
|                              | 消費税等 | 1,000 円  |
|                              | 入湯税  | 150 円    |
|                              | 合 計  | 11,150 円 |
| 上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。       |      |          |
| 〇年〇月〇日<br>熱海市〇〇町〇〇番地<br>〇〇旅館 |      |          |
| 印紙                           | 受領印  |          |

| 領 収 書                        |      |          |
|------------------------------|------|----------|
| 〇〇 〇〇 様                      |      |          |
| 〇〇〇号室<br>人数 1名               |      |          |
| 日 付                          | 項 目  | 金 額      |
| 〇月〇日                         | 客室料金 | 11,350 円 |
| 合 計                          |      | 11,350 円 |
| 上記金額には、宿泊税額200円が含まれております。    |      |          |
| 〇年〇月〇日<br>熱海市〇〇町〇〇番地<br>〇〇旅館 |      |          |
| 印紙                           | 受領印  |          |

## 第6章 その他

### 3 交付金（手引26ページ）

宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に対し特別徴収事務交付金を交付します。

#### （1）交付金の額

交付金の交付を受けようとする会計年度の前年度の4月1日から3月末日までに申告納入した宿泊税

（本税）の合計額に100分の2.5（導入から5年間は特例措置として+0.5）を乗じて得た額

（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付金の額とします。

ただし、計算後の交付金の額が1,000円未満であるときは、1,000円を上限に申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。

また、申告納入した宿泊税の合計額が1,000円未満であるときは、申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。

#### （2）交付金の申請・交付

「熱海市宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書（実績報告書）兼請求書」（資料2様式集⑬）を、交付金の交付を受けようとする会計年度の3月末日までに税務課納税室に提出してください（郵送による提出も可能です）。

提出していただいた書類を審査し、交付の決定をしたときは、指定いただいた口座に交付金を振込みます。